

求人者の皆様へ

・事業所名 株式会社エース
・許可番号（23-ユ-301340）

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後 1 カ月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

【返戻金規定】

- 1 か月以内に退職した場合 ： 紹介手数料の 50%

※ 返金は退職日から 7 日以内に弊社宛に連絡を頂いた場合に限りします。

※ 紹介予定派遣は当該制度の対象外とします。

※ 返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社の間で別に定めをすることがあります。

※ 職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。